

中古医療機器のインターネット売買に関するお知らせ

株式会社東京技研

患者様へ安全に、ご使用頂けるように、医薬品医療機器等法により医療機器の売買には販売に際しては様々な遵守義務が設けられております。

中古医療機器をインターネットオークション等にてご購入される場合には、品質及び安全性への懸念がある為、充分にご確認頂けるようお願い致します。

- ・医療機器を許可等なく販売することはできません。

医療機器を販売するには、その分類によって許可又は届出が必要なものがあります。

許可なく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器を販売することは医薬品医療機器等法第39条第1項に、事前に届出を行うことなく管理医療機器を販売することは同法第39条の3第1項に違反します。

- ・事前に製造販売業者へ事前通知を行っていない全ての中古医療機器は販売することはできません。

中古医療機器を販売するときは、製造販売業者にあらかじめ通知し、中古医療機器の品質の確保その他の販売等に係る注意事項について製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければ医薬品医療機器等法第170条に違反します。

法令遵守の観点から医薬品医療機器等法に則った販売をされていない中古医療機器の修理のご依頼をお受けすることができないとともに事故に関しましては、弊社では一切の責任を負いかねますので中古医療機器のご購入の際には充分なご確認をお願い致します。

以上